

図書館と著作権と資料の複写 (その7)

前回までの連載では、「著作権」について、図書館内での複写のルール（著作権法第31条）と家庭やコンビニなどにおける複製、複写のルール（同30条第1項）についてお話してきました。著作権法第30条は、制定された1970年から今日までの時代状況の変化を反映して、幾つかの条項が追加されましたが、それらについて説明する前に、今回は、第31条と第30条の狭間で、ある図書館が行った複写サービスをめぐるお話をしましょう。

1999年4月、横浜市立図書館が始めたサービスが図書館界および著作権者の間で話題となりました。図書館での複写は、セルフコピー機で利用者自身が複写を行う場合も、第31条の規定に則って、図書館が行っている行為と解釈されています。ところが、横浜市は、市内にある18の図書館内に設置されたセルフコピー機を、30条第1項の規定に則り、利用者が自由に利用できるようにしたのです。コピー機の運営は、図書館ではなくコピー業者に委ねられました。目的が個人的な私的使用であれば、図書館資料以外の複写も可能とし、複写部数の制限もなくなりました。館内のコピー機の運用は著作権法第31条の枠外と位置づけられ「複写申込書」の提出も不必要になりました。

つまり、コピー機は図書館内に置かれているが、複写行為を行う主体は図書館ではなく利用者であるとの解釈をしたのです。

これに対して、「横浜市立図書館の『勇氣』ある決断」 「一種の『コロンブスの卵』ともいえる思い切った解釈」という肯定的な意見（注1）もありましたが、多くの図書館界および著作権者たちの反応は（当然のことながら）「著作権法の趣旨に反した解釈」という批判的なものでした（注2）。

日本書籍出版協会、日本雑誌協会は、横浜市立図書館に対し「著作権法第31条を有名無実化する措置」として中止を申し入れ（2001年2月）、更に、横浜市長にも中止を求めました（2002年11月）。しかし、図書館は「市民のニーズに応えたもの、法的にも違法とは判断していない」と回答。これに対し、両協会はさらに上記サービスの論拠、問題解決への具体策を求めるなどの申入書

を提出しました。しかし、図書館の回答は「複写機の設置は『行政財産の目的外使用』許可によるもの。持込み資料の複写が可能になったこと、複写手続きの簡素化等、市民サービスを向上させた」というように両者の言い分は平行線を辿りましたが、結局、2003年5月、図書館が、「コピー機そばの著作権法第30条によるサービスである旨の掲示を撤去する。複写申込書を置く。館内に著作権法を啓発する内容や第31条の趣旨を徹底する内容のポスターを貼る」とことし、図書館と両協会は「適正な複写サービスの実施実現のために」さらに話し合いを継続することになりました（注3）。

図書館では著作権法に関する広報等を行っていますが、利用者の理解は、なかなか浸透しないのが現実です。また、ある資料を図書館内で複写する場合、「研究用」「1人1部1部分」といった制約があるのに対し、同じ資料なのに、それを借り出してコンビニなどで複写すれば、上記のような制約にしばられることなく丸ごと複写することが可能になるといった現実があります。

図書館の複写サービスと著作権との関係は、様々な矛盾や不自由さを抱えています。このような連載を通じて、少しでも著作権法の理解を深めていただければと思います。

(続く)

(hm)

注1) 南亮一「横浜市立図書館の「勇氣ある」決断 一著作権法第30条によるコピーサービスの実施」(「カレントアウェアネス」No. 248 (2000.4.20))
<http://current.ndl.go.jp/ca1319>

注2) 松本功「横浜市立図書館18館でセルフコピーサービスを導入：著作権法31条に抵触か」(「新文化」2001.2.15)
<http://www.hituzi.co.jp/library/yokohama-sinbuka.html>

注3) 『日本雑誌協会 日本書籍出版協会50年史』(日本雑誌協会、2007)
第6章「図書館との連携」B：図書館運営と出版界
Web版：<http://www.jbpa.or.jp/nenshi/>